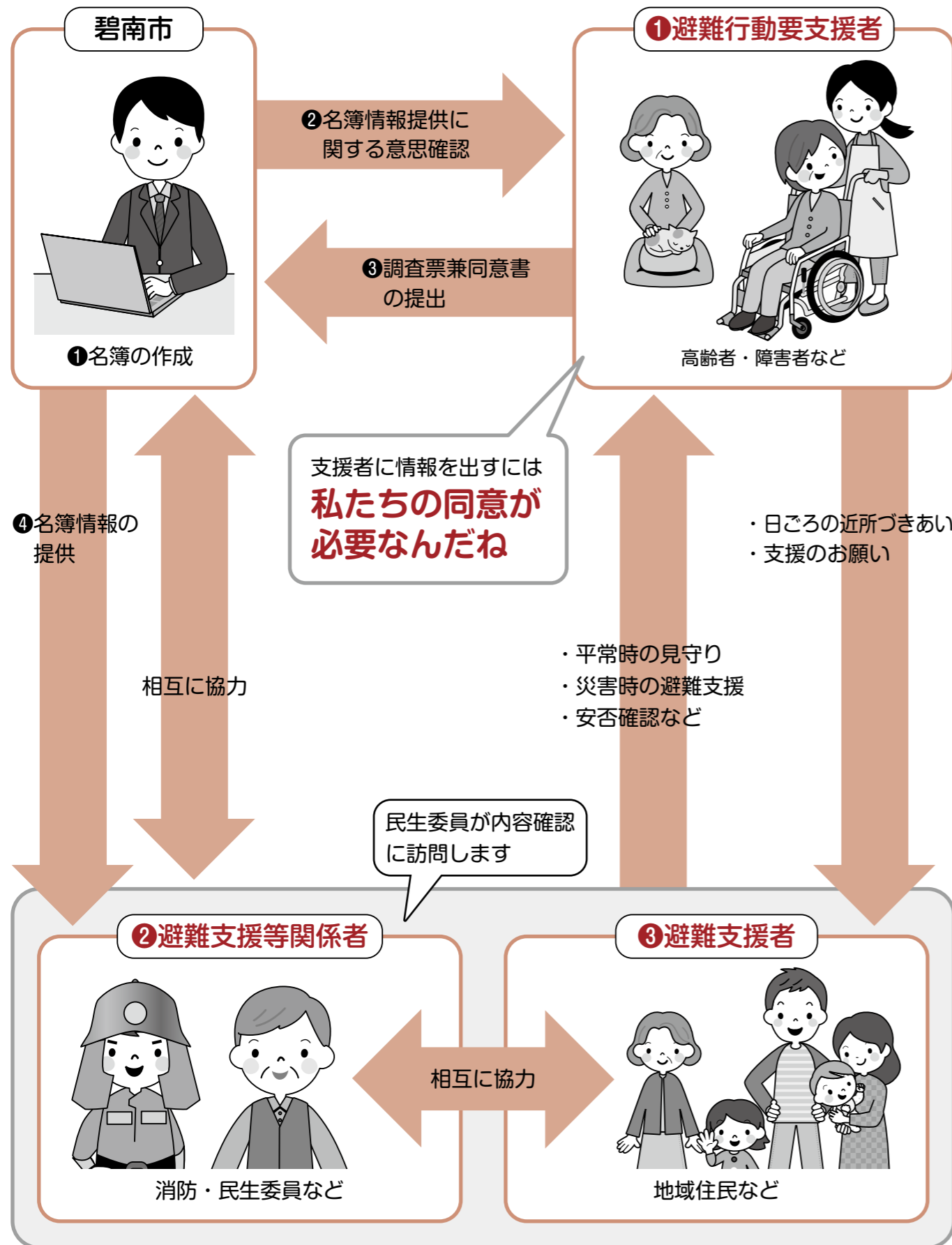


避難行動要支援者制度の仕組み



災害時の「もしも」に備えて

避難行動要支援者名簿の提供への同意をお願いします

問合せ 高齢介護課高齢福祉係（高齢者関係） ☎(95)9888
福祉課社会福祉係（障害者関係） ☎(95)9884

避難行動要支援者名簿とは

災害対策基本法の改正により、市はひとり暮らしの高齢者や重度の障害がある人など、災害時に何らかの手助けを必要とする人の名簿（避難行動要支援者名簿）を整備しています。名簿を平常時から避難支援等関係者に提供するには、ご本人に同意していただく必要があります。名簿は、避難支援等関係者や近所の人など地域の避難支援者が連携して支援を行う際に役立てられます。

①避難行動要支援者

- 在宅であり、災害が起きたときに自力での避難が難しく、何らかの手助け（支援）を必要とし、次に当てはまる人
- ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯としてシルバーカードに登録されている人
- 要介護3～5の人
- 高齢者のみの世帯で、市へ名簿の登録を申し出た人
- 身体障害者手帳の1級または2級の人
- 療育手帳のA判定またはB判定の人
- 精神障害者保健福祉手帳の1級または2級の人
- 移動に介助を必要とする療育者

②避難支援等関係者

- 平常時から避難行動要支援者名簿の提供を受け、見守り活動や災害時の避難支援に協力してもらう団体
- 消防署
 - 警察署
 - 民生委員児童委員協議会
 - 社会福祉協議会
 - 地域包括支援センター
 - 自主防災会

③避難支援者

地域住民の皆さんで、災害時にできる範囲内で避難支援・安否確認をしていただける人

名簿情報提供の同意

名簿を民生委員などの避難支援等関係者に事前に名簿を提供するためには同意が必要です。新たに名簿の対象になった人、または名簿提供の同意調査が未回答の人は、調査票兼同意書の提出をお願いします。避難行動要支援者には6月上旬に案内を郵送します。同意確認書を、案内に同封された返信用封筒に入れてご提出ください。

提出期限 7月1日(月)まで

※避難支援等関係者も避難支援者も、法的な義務や責任を負うものではありません。ご自身や家族などの安全を確保したうえで、避難行動要支援者の支援をお願いします。